熊本国税局	課税部	課税総括課　個人課税課　資産課税課　法人課税課 消費税課　資料調査第一課　資料調査第二課 酒税課　鑑定官室

2　前項に掲げるもののほか、課税部又は課税第一部に審理官（課税第一部にあっては、仙台国税局、東京国税局、大阪国税局、広島国税局及び福岡国税局に限る。）及び資産評価官を、課税第一部に企画調整官（東京国税局に限る。）を、課税第一部に統括国税実査官（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局及び福岡国税局に限る。）を、課税第二部に統括国税実査官（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）を、課税部に統括国税調査官（熊本国税局に限る。）を、課税第二部に統括国税調査官（仙台国税局、関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）を置く。

3　審理官、資産評価官、企画調整官、統括国税実査官及び統括国税調査官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	審理官	資産評価官	企画調整官	統括国税実査官	統括国税調査官
札幌国税局	課税部	一人	一人	—	—	—
仙台国税局	課税第一部	一人	一人	—	—	—
	課税第二部	—	—	—	—	一人
関東信越国税局	課税第一部	—	一人	—	三人	—
	課税第二部	—	—	—	一人	二人
東京国税局	課税第一部	二人	一人	一人	七人	—
	課税第二部	—	—	—	二人	三人
金沢国税局	課税部	一人	一人	—	—	—
名古屋国税局	課税第一部	—	一人	—	四人	—
	課税第二部	—	—	—	一人	二人
大阪国税局	課税第一部	二人	一人	—	六人	—
	課税第二部	—	—	—	一人	三人
広島国税局	課税第一部	一人	一人	—	—	—
	課税第二部	—	—	—	—	—
高松国税局	課税部	一人	一人	—	—	—

熊本国税局	課税部	定官室 課税総括課　個人課税課　資産課税課　法人課税課 消費税課　資料調査第一課　資料調査第二課 酒税課　鑑定官室

2　前項に掲げるもののほか、課税部又は課税第一部に審理官（課税第一部にあっては、札幌国税局、仙台国税局、東京国税局、大阪国税局、広島国税局及び福岡国税局に限る。）及び資産評価官を、課税第一部に企画調整官（東京国税局に限る。）を、課税第一部に統括国税実査官（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）を、課税第二部に統括国税実査官（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）を、課税部に統括国税調査官（熊本国税局に限る。）を、課税第二部に統括国税調査官（仙台国税局、関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）を置く。

3　審理官、資産評価官、企画調整官、統括国税実査官及び統括国税調査官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	部名	審理官	資産評価官	企画調整官	統括国税実査官	統括国税調査官
札幌国税局	課税第一部	一人	一人	—	—	—
	課税第二部	—	—	—	—	—
仙台国税局	課税第一部	一人	一人	—	—	—
	課税第二部	—	—	—	—	一人
関東信越国税局	課税第一部	—	一人	—	三人	—
	課税第二部	—	—	—	一人	二人
東京国税局	課税第一部	二人	一人	一人	七人	—
	課税第二部	—	—	—	二人	三人
金沢国税局	課税部	一人	一人	—	—	—
名古屋国税局	課税第一部	—	一人	—	四人	—
	課税第二部	—	—	—	一人	二人
大阪国税局	課税第一部	二人	一人	—	六人	—
	課税第二部	—	—	—	一人	三人
広島国税局	課税第一部	一人	一人	—	—	—
	課税第二部	—	—	—	—	—
高松国税局	課税部	一人	一人	—	—	—